

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

定 款

2010年8月22日 制定

2011年1月18日 施行・設立

2013年6月29日 改訂・施行

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会（以下、この法人という。）という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を高知県高岡郡四万十町本堂707番地10 高知県農業大学校内に置く。

(コンプライアンス)

第 3 条 この法人は、第7条の事業を行うにあたっては、特定非営利活動促進法（平成10年12月1日法律第7号 以下「法」という。）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号 以下「JAS法」という。）の規定を遵守し、それぞれの諸活動を実施するものとする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、JAS法に基づき、有機JAS登録認定機関としての認定業務等を主たる業務とし、もって高知県における有機農業の普及並びに推進を図る事と共に安全な食べ物の供給と環境の保全を図る事により、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成させる為、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(有機農業の定義)

第 6 条 有機農業の定義として、安全な食べ物の生産を行う為、「化学肥料、化学合成農薬、その他化学合成資材等を使用しない農法」、「本来機能すべき土などの自然生態系を取り戻し、又維持していく農法」、又食の安全と、環境の保全等に配慮した農法を実践する事をいう。

(事業)

第 7 条 この法人は、第3条の目的及び第4条の特定非営利活動の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、登録認定機関としての有機食品等の検査・認証業務に係る活動
- (2) 有機農業の普及・啓発活動
- (3) 有機農業の推進の為、調査・研究及び政策への提言
- (4) 有機農業関係団体、消費者団体及びその他の農業団体等との連絡、連携、協議、協力
- (5) その他この法人の目的を達成させる為の必要な事業

第 3 章 会 員

(会 員)

第 8 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体並びに法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する為入会した個人及び団体並びに法人

2 正会員は、総会に出席し、議決権を行使するよう努めなければならない。

(入 会)

第 9 条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がなければ入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 10 条 会員は、総会において別表2に定める会費を定められた期日までに納入しなければならない。

2 会費の変更は、総会の議決によるものとする。

3 会費は、年会費とする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である法人或いは団体が消滅したとき。

(3) 継続して12ヶ月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第 12 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第 13 条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することが出来る。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為、或いは運営に支障を来す行為を行ったとき。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 既に納入した会費及び抛出金品は、返還しないものとする。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 15 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 2人

2 理事の内から次の役職員を選任する。

(1) 理事長 1 名

(2) 副理事長 1 名

(役員を選任)

第 16 条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 JAS 法第17条の二の二の規定にも基づき、被認定事業者は、理事長に就任す

る事は出来ない。

- 4 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(役員の職務)

第 17 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会で議決された当該年度の事業計画の執行を行うと共に理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前各号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見・確認した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第 18 条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第 19 条 理事の内、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- 2 監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員 の 解 任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為のあったとき。
- (3) この定款及びその他諸規定の違反をしたとき。

(役員 の 報 酬 等)

第 21 条 役員は、基本的に無報酬とする。但し、役員 の 総 数 の 3 分 の 1 以 下 の 範 囲 内 で 報 酬 を 受 け る こ と が 出 来 る 。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

(事 務 局 及 び 事 務 職 員)

第 22 条 この法人の事務的業務を行うための事務局を置き、事務処理に必要な職員を置くことが出来る。

- 2 事務局長の任免は、理事会の議決を経て行うものとする。但し、事務職員は、理事長が任免するものとする。
- 3 事務局長は、理事長の権限委譲の範囲内で、事務を執り行うものとする。
- 4 事務職員は、事務局長の指示により、事務を執り行うものとする。

第 5 章 総 会

(総 会 の 種 別 及 び 構 成)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年事業年度終了後、2ヶ月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会の議決により、必要と認め招集の請求があったとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総 会 の 招 集)

第 24 条 総会は、前条第3項第3号の規定の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ

の日から、25日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した、正会員の中から選出する。

(総会の権能)

第 26 条 総会は、以下の各号について議決する。

- (1) 定款の変更に関する事項。
- (2) 解散に関する事項。
- (3) 合併に関する事項。
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に係る事項。
- (5) 事業報告及び収支決算報告に係る事項。
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬に関する事項。
- (7) 会費の額及び拠出金に関する事項。
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金をのぞく。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄に係る事項。
- (9) 事務局の組織及び運営に関する事項。
- (10) その他運営に関する重要な事項及び理事会において必要と認められる事項。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することは出来ない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとし、正会員1人（1法人、1団体）につき1票とする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、当該議事に関して特別の利害関係を有する正会員は、そ

の議事の議決に加わる事は出来ないものとする。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者総数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議長の選出に関する事項。

(6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事及び事務局長をもって構成する。但し、事務局長は、表決権は有しないものとする。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会にて議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 17 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 20 日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長とする。但し、理事長の指名する者がこれにあたることもできる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事の議決は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。又は他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び前項第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、当該議事に関して、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 理事総数及び出席理事数（書面表決者、又は表決委任者がある場合は、その数及び指名を付記する。）

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議長の氏名。

(6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品及び助成金。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業による収入。
- (6) その他の収入。

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長の権限委譲により事務局長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条の各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(予算準拠の原則、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則及び継続性の原則)

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長の権限委譲により事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することが出来る。

- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。但し、理事長の権限委譲により、事務局長は、10万円以内の範囲で支出することができるものとする。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会並びに総会の議決を経なければならない。

- 2 会員の異動状況に関する報告を理事会及び総会にて、報告を行うものとする。
- 3 決算上、剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定される軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を経なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 破産手続開始の決定。
- (5) 所轄庁による認証の取り消し。
- (6) 合併。

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人の解散に伴う残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に基づき、総会で議決した他の団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公 告

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の事務所において掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

(帳簿及び書類等の保管)

第 57 条 この法人の事務所に次の書類等を備え置かなければならない。

- (1) 定款 (定款施行細則)、役員名簿、会員名簿、総会及び理事会の議事録及び関係書類、会計関係帳簿並びにその他必要な書類。

(関係機関)

第 58 条 この法人の目的を達成させるため、次に掲げる関係機関、団体等と連携を密にし、運営を図るものとする。

- (1) 有機 J A S 登録認定機関協議会
- (2) 高知県農業振興部 環境農業推進課
- (3) 県内外の有機農業関係団体
- (4) その他、関係 NPO 関係団体

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2012年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から2012年度に開催する通常総会終了時までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第10条の規定に関わらず、別表2に定める額とし、設立当初の事業年度とする。
- 7 この定款を2013年6月29日通常総会において、改訂（案）を承認後、施行するものとする。